

農業委員会第30回総会議事録

1. 日 時 令和7年12月12日（金）午前10時00分～午前11時00分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（18人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1番	前田 和幸	2番	間崎 孝至	3番	桐生 五郎
4番	渥美 利男	5番	打田 光橋	6番	浦川 広巳
7番	山中 進	8番	阪田 泰久	9番	市川 正之
10番	舘 宣一	12番	平子 伸	14番	上田 みね子
15番	豊田 栄美子	16番	大野 久美子	17番	小林 登志樹
19番	鈴木 啓之				

4. 欠席委員（1人）

13番 稲田 利幹

5. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務G.L、吉村農地G.L、今村、森

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第2号 使用貸借契約の解約について

報告事項第3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第4号 農地法第4条の規定による届出について

報告事項第5号 農地法第5条の規定による届出について（所有権）

報告事項第6号 農地法第5条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第7号 非農地証明願いについて

報告事項第8号 取下願・取消願の承認について

報告事項第9号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格
法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第30回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第30回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第10番館宣一委員、議席番号第11番森田昭則委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。
議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1の131番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目は田、現況地目は畠、面積は1,470m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の139番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,071m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、5の130番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は317m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、6の134番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は504m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、6の144番は白子地区、申請地は寺家町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は244m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、7の142番は稻生地区、申請地は稻生塩屋一丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は509m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、7の144番は稻生地区、申請地は稻生塩屋一丁目地内、登記地目は田、現況地目は畠、面積は416m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の145番は稻生地区、申請地は稻生塩屋二丁目地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は46m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の151番は稻生地区、申請地は稻生町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は7,334m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、8の133番は飯野地区、申請地は安塚町地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は825m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、8の135番は飯野地区、申請地は道伯町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は696m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、8の146番は飯野地区、申請地は道伯町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は811m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、8の147番は飯野地区、申請地は道伯町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,751m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、10の132番は一ノ宮地区、申請地は南長太町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は250m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。譲受人は自

己所有農地をすべて貸し付けているため、耕作面積は0m²となっています。また、申請地は道路と田に囲まれている土地で、給水施設用地として使用されていましたが、譲渡人によって取り壊され田となりましたことから隣接地の田を所有する譲受人に所有権移転するものです。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13の136番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は223m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、15の140番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は205m²です。取得後は、果樹を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15の153番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田が2筆、登記地目・現況地目とも畠が3筆、合計面積は1,750m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、17の137番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は806m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、18の148番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は456m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、18の149番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目、現況地目とも田、合計面積は1,504m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、18の150番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目、現況地目とも田、合計面積は3,458m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、20の143番は椿地区、申請地は大久保町地内、登記地目、現況地目とも田、合計面積は2,385m²です。取得後は、果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、21の152番は椿地区、申請地は追分町地内、登記地目、現況地目とも畠、合計面積は2,422m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、22の154番は鈴峰地区、申請地は長澤町及び伊船町地内、登記地目、現況地目とも畠が9筆、登記地目田、現況地目畠が1筆、登記地目、現況地目とも田が1筆、合計面積は7,402.46m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は24件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議

ございませんか。

森田委員

6-144 と 7-142 は交換登記ですか。

事務局

交換になっております。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書 6 ページ、及び別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

15 の 19 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目原野、現況地目田が 7 筆、登記地目畠、現況地目田が 1 筆、合計面積は 7,331 m²です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 1 件、耕作放棄地ではなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 2 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書 7 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の 6 ページ目をご覧ください。

まず、6 の 17 番は、白子地区、申請地は白子町地内、登記地目は田、現況地目は雑種地、合計面積は 215 m²です。申請内容は、当該地を農地への進入路用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、申請人は、昭和 59 年から農地への進入路として利用しており、始末書も添付されておりますことから、これを追認するものです。

続きまして、12 の 18 番は玉垣地区、申請地は柳町地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は 191 m²です。申請内容は、農家住宅用地として利用するものです。農地区分は 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 16 番は、栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 641 m²の内 78 m²です。申請内容は、田の一部を転用し農地への進入路用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則として転用を許可しない農地ですが、農業の振興に資するものであるため、例外的に許可しうるものと考えます。

以上、申請件数は 3 件、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 3 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 8 ページ、及び位置図の続き 9 ページ目をご覧ください。

まず、1 の 133 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は 647 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、392.16 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 136 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田が 18 筆、登記地目山林、現況地目田が 7 筆、合計面積は 24,911 m²です。申請内容は、当該地を工業団地用地とするものです。申請者は、造成等の開発行為や土木建築工事の設計、監理、施工などを営んでいます。今回、県内外の様々な企業から工業系の用地の問い合わせがあることから工場・倉庫用地として転用したい旨の申請です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、こちらは 3,000 m²を超える案件の為、12 月 10 日に現地確認を実施しています。

続きまして、1 の 140 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畠、合計面積は 1,584 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、土木業を営んでおり、現在使用している資材置場明け渡しが必要であることから事業所からアクセスの良い資材置場として取得したい旨の申請です。農地区分

は、第2種農地と判断されます。

続きまして、2の129番は庄野地区、申請地は庄野東三丁目地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は9,594m²です。申請内容は、当該地を保育園用地とするものです。申請者は、保育所を経営しており、既存園舎の老朽化による建替えを必要としていますが、既存施設の敷地が土砂災害特別警戒区域、及び土砂災害警戒区域に指定されているため防災上建替えが困難であることから園舎等の新築について申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、4の131番は牧田地区、申請地は岡田町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は500m²です。申請内容は、当該地を資材置場設置用地とするものです。申請者は、建築業、土木業等を営んでおり、現在使用している資材置場を返却することが必要となったことから付近にある当該地を資材置場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、4の132番は牧田地区、申請地は岡田町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は1,291m²です。申請内容は、当該地を資材置場及び駐車場用地とするものです。申請者は、建築業、土木業等を営んでおり、現在使用している資材置場、駐車場を返却することが必要となったことから付近にある当該地を資材置場・駐車場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の128番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目は原野、現況地目は畠、面積は740m²で、一体利用地を含めた事業面積は4,193.28m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,821m²です。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、事業面積全体の3分の1を超えない転用は認められているため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、7の138番は稻生地区、申請地は稻生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は700m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、424m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の139番は稻生地区、申請地は稻生町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は315m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、市内で土木工事業を営んでおり、事業所からアクセスの良い当該地を資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の142番は稻生地区、申請地は稻生町地内、登記地目畠、現況地目田が1筆、畠が5筆、面積は4,819m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、2,893.24m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000m²を超える案件の為、12月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、10の134番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目

とも田、面積は 1,859 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、13 の 135 番は若松地区、申請地は若松西二丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 538 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、329.34 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、13 の 137 番は若松地区、申請地は若松西五丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,422 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 141 番は栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 710 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、市内で土木業を営んでおり、既存の資材置場では十分なスペースが確保できていないことから、工事現場へのアクセスの良い当該地を資材置場として申請するものです。農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

続きまして、22 の 130 番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は 40 m²です。申請内容は、当該地を進入路とするものです。申請者は、隣接地に居住しており、住宅敷地奥に建築してある農業用倉庫へ大型農機具の進入が難しいことから、既存の進入路を拡幅するために申請するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 15 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

森田委員

5-128、第 1 種農地の許可要件をもう一度説明してください。

事務局

第 1 種農地への許可要件でございますが、事業面積全体の 3 分の 1 を超えない転用は認められているため、許可しようとするものです。

議長（会長）

ひとつ確認させてください。7-142 の地目が田の筆ですが、この辺り一帯は畠になっているのですが。

事務局

登記地目は畠で、現況地目は田になっています。

小林委員

1-136 は大規模な開発だと思いますが、農地法の許可だけで出来るのですか。

事務局

都市計画法等多くの法令の許可が必要になりますが、それらを取りまとめた開発許可と同時許可となります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。

議案書14ページ、及び位置図の続き24ページ目をご覧ください。

5の30番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畠、面積は307m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、申請地は、既存集落に接続しているため、例外的に許可し得るものと考えています。

9の29番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目は田、現況地目は畠、面積は286m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

15の28番は栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は332m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

19の31番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目、現況地目とも畠、面積は387m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

21の27番は深伊沢地区、申請地は追分町地内、登記地目は原野、現況地目は畠、面積は300m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

23の32番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目、現況地目とも畠、面積は297m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は6件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、

申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積等促進計画についてでございます。別冊の農用地利用集積等促進計画案の7ページ39番から43番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書7ページをお開きください。39番から43番は、加佐登地区で使用貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、別冊の農用地利用集積等促進計画案の34ページの174番から180番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書34ページをお開きください。174番から180番は、椿地区で使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、○○委員の着席を求めます。

（○○委員 着席）

引き続き、残りの第6号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページ目をお開きください。1ページから4ページは国府地区です。

1番から26番は、使用貸借と10a当たり30kg、10a当たり10,000円、米60kg相当現金、2筆で米60kg相当現金の賃貸借です。

5ページと6ページは庄野地区です。27番から38番は、10a当たり20kg、3筆で30kg、1筆で15kg、4筆で45kgの賃貸借です。

7ページから8ページは加佐登地区です。39番から43番は、冒頭でご説明いたしました。44番から49番は、使用貸借です。

9ページは牧田地区です。50番から54番は、10a当たり10kgから40kgの賃貸借です。

10ページは白子地区です。55番から59番は、10a当たり15kgの賃貸借です。

11ページは稻生地区です。60番は、使用貸借です。

12ページは飯野地区です。61番は10a当たり25kgの賃貸借です。

13ページから15ページは河曲地区です。62番から76番は、使用貸借と10a当たり10kgから40kg、3筆で300kg、米20kg相当現金の賃貸借です。

16ページは一ノ宮地区です。77番から80番は、2筆で米120kgと3筆で米300kgの賃貸借です。

17ページから20ページは箕田地区です。81番から102番は、10a当たり10kgから50kgと米25kgから35kg相当現金と3筆で180kgの賃貸借です。

21ページから25ページは玉垣地区です。103番から135番は、10a当たり13,750円から27,500円と10a当たり10kgから50kgと2筆で75kgの賃貸借と使用貸借です。

26ページは若松地区です。136番は、10a当たり13,750円の賃貸借です。

27ページは栄地区です。137番から141番は、使用貸借と10a当たり30kgの賃貸借です。

28ページから30ページは天名地区です。142番から156番は、米25kgから50kg相当現金と10a当たり50kgの賃貸借と使用貸借です。

31ページは合川地区です。157番から163番は10a当たり60kgの賃貸借と使用貸

借です。

32 ページと 33 ページは久間田地区です。164 番から 173 番は、10a 当たり 10,000 円から 29,000 円と 1 筆 60,000 円の賃貸借です。

34 ページから 39 ページは椿地区です。174 番から 180 番は、冒頭でご説明いたしました。181 番から 211 番は、使用貸借と 10a 当たり 10,000 円の賃貸借です。

40 ページは深伊沢地区です。212 番から 217 番は、10a 当たり 5,000 円の賃貸借と使用貸借です。

41 ページと 42 ページは鈴峰地区です。218 番から 231 番は、10a 当たり 5,000 円と 10a 当たり 10kg の賃貸借と使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。